

# 請 書

令和 年 月 日

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会

会 長 様

住 所

請負者

氏 名

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	着 工	令和 年 月 日	
	完 成	令和 年 月 日	
請 負 代 金 額 (内消費税額)	金	円	(金 円)

上記の工事を次の事項により施工することをお請けします。

- 1 頭書の工事を頭書の工期内に別冊設計書、図面及び仕様書に基づき完成すること。
- 2 この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承しないこと。ただし、貴職の承認を得た場合は、この限りでないものとする。
- 3 工事の施工に関しては、すべて貴職の指定した監督職員（以下「監督員」という。）の指揮監督に従うこと。
- 4 工事の使用材料は、使用前に監督員の検査を受け、合格したものを使用すること。検査の結果不合格となった材料は遅滞なく引き取ること。
- 5 水中又は地下に埋設する工事その他完成後外部から確認できない工事を施工するときは、監督員の立会いの下に施工すること。
- 6 工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、貴職又は監督員から図面又は仕様書に基づく改造の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、請負代金の増額又は工期の延長の請求はできないこと。
- 7 請負者の責めに帰する理由によって、頭書の完成期日に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして期限内に届け出ること。この場合において、期限後完成する見込があるときは、延期の期限を明らかにして貴職の承認を受け、遅滞違約金（未済部分の契約金額相当額に対し政府契約の支払遅滞防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく率を乗じて計算した額）を支払い、工事を完成すること。
- 8 工事が完成したときは、書面で通知し、検査合格後に引渡を行うこと。
- 9 本書に定めのない事項については、必要に応じて当事者協議の上定めるものとする。